

特定施設一覧表

表1 騒音発生施設一覧表※1

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模		番号	環境の保全と創造に関する条例対象・規模	
	項番号				
圧延機械	1	イ	・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの	1	・動力が22.5kW以上のもの
製管機械		ロ	・すべてのもの	2	・同 左
ベンディングマシン		ハ	・ロール式に限る ・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	3	・動力が3.75kW以上のもの
液圧プレス		ニ	・矯正プレスを除く	4	・同 左
機械プレス		ホ	・呼び加圧能力249kN以上のもの	5	・呼び加圧能力が30トン以上のもの
せん断機		ヘ	・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	6	・動力が3.75kW以上のもの
鍛造機		ト	・すべてのもの	7	・同 左
ワイヤーフォーミングマシン		チ	・すべてのもの	8	・同 左
プラスチック		リ	・タンブラスト以外に限る ・密閉式のものを除く	9	・すべてのもの
タンブラー		ヌ	・すべてのもの	10	・同 左
切断機		ル	・といしを用いるものに限る	—	
空気圧縮機	2	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	11		
圧縮機			12	・動力が7.5kW以上のもの	
送風機			13	・動力が3.75kW以上のもの	
破砕機又は魔砕機	3	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	13	・すべてのもの ただし、土石用、鉱物用、又は食料品、飼料、肥料製造の用に供するものは動力が7.5kW以上のもの	
ふるい機又は分級機			14	・動力が7.5kW以上のもの	
織機	4	・原動機を用いるものに限る	15	・同 左	
コンクリートプラント	5	建設用資材製造機械 ・気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る	16	・すべてのもの	
アスファルトプラント			17	・すべてのもの	
穀物用製粉機	6	・ロール式のものであって原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—		
ドラムバーカー	7	イ	・すべてのもの	18	・同 左
チップパー		ロ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	19	・すべてのもの
砕木機		ハ	・すべてのもの	20	・同 左
帯のこ盤	7	ニ	・製材用のは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—	
丸のこ盤		ホ	・製材用のは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの		
動力のこぎり機	7	ヘ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	21	・動機が0.75kW以上のもの
かんな盤		ヘ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	22	・動機が0.75kW以上のもの
抄紙機	8	・すべてのもの	23	・同 左	
印刷機	9	・原動機を用いるもの	24	・同 左	
合成樹脂射出成型機	10	・すべてのもの	25	・同 左	
鋳造型機	11	・ジョルト式に限る	26	・すべてのもの	
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン			27	・出力が3.75kW以上のもの	
工業用ミシン			28	・同一建物に10台以上設置するもの	
ニューマチックハンガー			29	・すべてのもの	

コンクリート管，コンクリート柱 又は，コンクリートブロックの 製 造 機	/	30	・すべてのもの
金 属 用 打 抜 機		31	・動力が2.25kW以上のもの
グ ラ イ ン ダ ー		32	・サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を 除く
工 業 用 ミ キ サ ー		33	・すべてのもの
ロ ー ル 機		34	・砕砕機及び摩砕機を除く
重 油 バ ー ナ ー		35	・重油使用量が1時間当り15リットル以上の もの
ゴム皮又は合成樹脂の打抜機 又は裁断機		36	・すべてのもの
ス チ ー ム ク リ ー ナ ー		37	・すべてのもの
金 属 工 作 機 械		38	・同一建物に5台以上設置するもの
石 材 引 割 機		39	・すべてのもの
ド ラ ム 缶 洗 浄 機		40	・すべてのもの
風 力 発 電 設 備		41	・出力が20kW以上のもの
板 金 又 は 製 缶 の 作 業		42	・厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄 骨 又 は 橋 梁 の 組 立 作 業		43	・すべてのもの
建設材料置場における運搬作業 (動力を用いる機械を使用する作 業 に 限 る)		44	・土砂石の材料置場であって1か月以上使用 するもの

※1 この表は一覧表は，騒音規制法施行令第一条別表第一及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第9条第2項第4号別表第6をまとめたものです。

表2 振動発生施設一覧表※2

施設名又は作業名	振動規制法対象・規模		番号	環境の保全と創造に関する条例対象・規模	
	項番号				
液 圧 プ レ ス	1	イ	・矯正プレスを除くすべてのもの	1	・同 左
機 械 プ レ ス		ロ	・すべてのもの		・同 左
せ ん 断 機		ハ	・原動機の定格出力が1kW以上のもの		・同 左
鍛 造 機		ニ	・すべてのもの		・同 左
ワイヤーフォーミングマシン		ホ	・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの		・同 左
打 抜 機	2	/		・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	
製 管 機 械				・すべてのもの	
圧 延 機 械	2	/		・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの	
圧 縮 機				・原動力の定格出力が7.5kW以上のもの	
土石用又は鉱物用破砕機， 摩砕機ふるい及び分級機	3	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		3	・同 左
織 機	4	・原動機を用いるもの		4	・同 左
コンクリートブロックマシン	5	・原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの		5	・すべてのもの
コンクリート官製造機械		・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの			・すべてのもの
コンクリート柱製造機械		・同 上			・すべてのもの
ド ラ ム バ ー カ ー	6	イ	・すべてのもの	6	・同 左
チ ッ パ ー		ロ	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの		・すべてのもの
印 刷 機 械	7	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの		7	・同 左
ゴ ム 練 用 又 は ， 合 成 樹 脂 練 用 の ロ ー ル 機	8	・カレンダーロール機以外のもので原動機 の定格出力が30kW以上のもの		8	・同 左
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	9	・すべてのもの		9	・同 左
鋳 型 造 型 機	10	・ジョルト式のものに限る		10	・同 左

※2 この一覧表は，振動規制法施行令第一条別表第一及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第9条第2項第5号別表第7をまとめたものです。